

居宅介護支援業務等の実施に対する個人情報使用同意書

松井田町在宅介護支援センターうすいの里 殿

私は、当該介護支援専門員が行う契約締結期間中におけるケアプラン作成、居宅介護支援等に関して必要となる、主治医、介護保険事業所、障害福祉事業所等との連携において、利用者及び家族に関する情報を使用することに同意します。

令和____年____月____日

契約者 氏名 _____ ⑩

身元引受人(家族) 氏名 _____ ⑩

指定居宅介護支援契約書

_____ (以下、「利用者」といいます。)と松井田町在宅介護支援センターうすいの里指定居宅介護支援事業所(以下、「事業者」といいます。)は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次の通り契約します。

第1条(契約の目的)

事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、居宅サービス等の利用が適切に確保されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を図ります。

第2条(契約期間)

この契約期間は、令和____年____月____日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2. 契約満了日の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条(介護支援専門員)

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者のサービス担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にもその氏名を文書で通知します。

第4条(居宅サービス計画作成の支援)

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にもサービスの選択を求めます。
- 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象になるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第5条(経過観察・再評価)

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- 利用者及びその家族と毎月連絡を取り、経過や状態の把握に努めます。
- 居宅サービス計画の内容に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等必要に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第6条(居宅サービス計画の変更)

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、利用者及び事業者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

第7条(要介護認定等の申請に係わる援助)

事業者は、利用者が要介護認定または要支援認定(以下、「要介護認定等」といいます。)の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

2. 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

第8条(施設入所への支援)

事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に対し介護保険施設の紹介その他の支援をします。

第9条(給付管理)

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、群馬県国民健康保険団体連合会に提出します。

第10条(サービス提供の記録)

事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成し、これをこの契約終了後5年間保管します。

- 利用者は、事業者の営業時間内にその事務所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- 第12条第1項から第3項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

第11条(料金)

居宅介護支援に対する利用料金は【重要事項説明書】に示すとおりです。

通常の事業実施地域を越え、居宅介護支援の提供をする場合は、【重要事項説明書】に定める交通費の全額を実費、負担していただきます。

第12条(契約の終了)

利用者は、事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。

- 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月の予告期間において、理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は、当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者提供します。
- 事業者は、利用者またはその家族等が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 以下の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - 利用者が介護保険施設に入所した場合。
 - 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)・要支援1・要支援2と認定された場合。
 - 利用者が他の居宅介護支援事業所へ居宅サービス計画の作成を依頼した場合。
 - 利用者が死亡した場合。
 - 利用者が入院や介護サービスの利用拒否により、3か月間介護サービスの利用がない場合。

第13条(守秘義務の遵守)

利用者及び家族等の個人情報の取扱いに関しては、関係法令の趣旨に則り適切に対応することとします。

第14条(賠償責任)

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産等に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第15条(身分証携帯義務)

介護支援専門員は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第16条(相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サー

ビス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

第17条(善管注意義務)

事業者は、利用者より依頼された業務を行うにあたっては、関係法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第18条(信義誠実の原則)

利用者及び事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

- 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他関係法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めることとします。

第19条(裁判管轄)

利用者及び事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

松井田町在宅介護支援センターうすいの里指定居宅介護支援事業所のサービス提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて契約書の説明をし、同意をいただき、交付いたしました。

事業所〈名称〉松井田町在宅介護支援センターうすいの里指定居宅介護支援事業所
(事業所番号 1072500026)
〈所在地〉群馬県安中市松井田町高梨子1491-1

〈代表者名〉施設長 茂木 達也 印

私は、本書により、事業者から松井田町在宅介護支援センターうすいの里指定居宅介護支援事業所についての契約書の説明を受け、同意し、交付を受けました。

利用者〈住所〉 _____
〈氏名〉 _____ 印

身元引受人〈住所〉 _____
〈氏名〉 _____ 印 〈続柄〉 _____

上記の契約を行うにあたり、傷病その他の身体的事情により自署できないため、本人の意思を確認したうえで書類を代筆しました。

代筆者〈住所〉 _____
〈氏名〉 _____ 印 〈続柄〉 _____

＊苦情受付窓口

- ・松井田町在宅介護支援センターうすいの里指定居宅介護支援事業所

管 理 者 和田 佳小里

施 設 長 茂木 達也

TEL 027-393-5858(代表)

027-393-5851(直通)

FAX 027-393-5854 ※また、苦情受付箱を相談室に設置してあります。

- ・安中市高齢者支援課 介護保険係 TEL 027-382-1111 (内線) 1186・1187
- ・群馬県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理相談窓口 TEL 027-290-1323
- ・第三者委員 潮 敬子 安中市松井田町五料932-3 TEL 027-395-3088
土屋 祐子 安中市松井田町高梨子839 TEL 027-393-3417

＊なお、当該地区以外の保険者にも相談できます。

【受付日】月曜日～金曜日(土曜、日曜、祭日及び12月29日～ 1月 3日を除く)

【受付時間】午前 8時30分～午後 5時30分

松井田町在宅介護支援センターうすいの里指定居宅介護支援事業所のサービス提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項の説明をし、同意をいただき、交付いたしました。

事業所〈名称〉松井田町在宅介護支援センターうすいの里指定居宅介護支援事業所

〈所在地〉群馬県安中市松井田町高梨子1491-1

〈説明者〉 印

私は、本書により、事業者から松井田町在宅介護支援センターうすいの里指定居宅介護支援事業所についての重要事項の説明を受け、同意し、交付を受けました。

令和_____年_____月_____日

利用者〈住所〉_____

〈氏名〉_____ 印

身元引受人〈住所〉_____

〈氏名〉_____ 印 〈続柄〉_____

上記の契約を行うにあたり、傷病その他の身体的事情により自署できないため、本人の意思を確認したうえで書類を代筆しました。

代筆者〈住所〉_____

〈氏名〉_____ 印 〈続柄〉_____

重要事項説明書

事業所名 松井田町在宅介護支援センターうすいの里指定居宅介護支援事業所

代表者名 施 設 長 茂 木 達 也

所在地 〒379-0215 群馬県安中市松井田町高梨子1491-1

TEL: 027-393-5858(代表)

027-393-5851(直通)

FAX: 027-393-5854

事業の目的及び運営の方針

(1)介護の必要な利用者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供します。

(2)利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮します。

(3)利用者の選択に基づき、常に利用者の立場に立って、状況に応じた適切な保健・医療・福祉サービスの利用ができるように配慮します。

(4)提供される指定居宅サービス等が、特定の事業者に不当に偏ることがないよう、利用者の意思を尊重し、公正中立に行います。

従業者の職種、員数及び職務内容

介護支援専門員 3名以上(指定居宅介護支援の提供)。

営業日及び営業時間

営業日:月曜日～金曜日(土曜、日曜、祝日及び12月29日～ 1月 3日までを除く)。

営業時間:午前 8時30分～午後 5時30分。

緊急時の対応

営業時間外においても、電話等により、相談を受けられる体制を確保しています。

指定居宅介護支援の内容

(1)居宅介護サービス計画書の作成。

(2)居宅サービス事業者等との連絡調整。

(3)介護保険施設への紹介。

(4)利用者に対する相談援助業務。

(5)市町村から依頼を受けた要介護認定調査。

(6)その他利用者に対する便宜の提供。

指定居宅介護支援の提供方法

(1)相談を受ける場所は、利用者の居宅又は事業所内の相談室とします。

(2)サービス担当者会議の開催場所は、利用者の居宅又は事業所内の会議室、もしくは利用者、事業者、サービス担当者等の協議のもと決定します。

(3)介護支援専門員が、継続的に居宅を訪問し、利用者の近況及び居宅サービス計画の実施状況等を把握し、相談をお受けします。

利用料及びその他の費用

居宅介護支援の1ヶ月あたりの利用料金は、以下の表に示すとおりです。

利用者が法定代理受領を受けられる場合においては、介護保険により全額が給付されるので、利用者の自己負担はありません。

介護保険料の滞納等により法定代理受領を受けることができない場合は、以下の表をもとに算出した金額をお支払いいただきます。

事業所は利用者からの支払いを受け、サービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書は、後日、市町村の担当窓口へ提出すると差額の支払いを受けることができます。

居宅介護支援費(i)	取扱件数40件未満	要介護1・2	10,860円
		要介護3～5	14,110円
居宅介護支援費(ii)	取扱件数40件以上 60件未満	要介護1・2	5,440円
		要介護3～5	7,040円
居宅介護支援費(iii)	取扱件数60件以上	要介護1・2	3,260円
		要介護3～5	4,220円
運営基準減算	減算要件に該当した場合		基本単位の50%
	上記減算が2ヶ月以上継続している場合		単位数算定なし
特定事業所集中減算			2,000円
初回加算			3,000円
特定事業所加算(I)			5,190円
特定事業所加算(II)			4,210円
特定事業所加算(III)			3,230円
特定事業所加算(A)			1,140円
特定事業所医療介護連携加算			1,250円
入院時情報連携加算(I)			2,500円
入院時情報連携加算(II)			2,000円
退院・退所加算			
	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有	
連携1回	4,500円 I(イ)	6,000円 I(ロ)	
連携2回	6,000円 II(イ)	7,500円 II(ロ)	
連携3回	9,000円 III		
通院時情報連携加算			500円
ターミナルケアマネジメント加算			4,000円
緊急時等居宅カンファレンス加算			2,000円
高齢者虐待防止措置未実施減算			×▲1%

担当介護支援専門員の任命

利用者への居宅介護支援の提供及び、相談、要望等の担当者として以下の者を任命することとします。この担当者の変更がなされた場合は、随時文書により通知することとします。

担当介護支援専門員

公正中立なケアマネジメントの確保

利用者及び家族は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、パンフレット等で複数の事業所の紹介を求めることができます。また、ケアプランに当該事業所を位置付けた理由の説明を求めることができます。当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況の説明を行います。

*別紙参照

医療と介護の連携

利用者が病院又は診療所に入院した場合には、入院先医療機関との早期から連携し、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援するために、日頃から介護支援専門員の連絡先等を健康保険被保険者証等と合わせて保管していただき、入院時に担当の介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に伝えて下さるようお願い致します。

また、利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めこの意見を求めた主治の医師に対してケアプランを交付させていただきます。

障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携

障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等における、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員等との密接に連携するよう努めます。

通常の事業の実施地域

安中市管内。

通常の事業の実施地域を越えて居宅介護支援を提供する場合は、1ヶ月あたり以下に示す交通費の全額を負担いただきます。

管内を超えた地点から片道10km未満	500円
管内を超えた地点から片道10km以上15km未満	1,000円
管内を超えた地点から片道15km以上	2,000円

守秘義務の順守

(1) 事業者は、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。契約終了後も同様です。

(2) 事業者は、利用者及び家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び当該家族の個人情報を用いません。

事故発生時の対応

事業者及び介護支援専門員は、万全の体制で居宅介護支援の提供を心がけますが、万一事故が発生した場合には、速やかに利用者のご家族、関係市町村等に連絡をするとともに、事故に遭われた方の救済、事故の拡大防止等必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合には、誠意を持って速やかに対応いたします。

虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権擁護・虐待の防止のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (4) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (5) 指定居宅介護支援等の提供中に、従業者または、養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに市町村に報告します。

感染症の予防及び、まん延防止のための措置

事業者は、感染症が発生し、まん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業者における観賞症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業者に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修、訓練を定期的実施します。

の課題に向けた対策を行なっておき、安否確認などの支援体制を構築していきます。

苦情処理の体制

居宅介護支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情を承ります。苦情等を受け付けた場合は、速やかにその内容や状況等を把握し、必要に応じて対応チームを発足し、チーム内における協議のもと、具体的な対策や対応を検討し、適切に処理することとします。

苦情の窓口は、以下のとおりです。